

東海第二発電所 審査資料	
資料番号	TKK 審-2 改2
提出年月日	平成30年2月8日

平成30年2月8日  
日本原子力発電株式会社

## 東海第二発電所 運転期間延長認可申請における燃料有効長頂部の寸法値に係る状況と今後の対応について

### 1. 概要

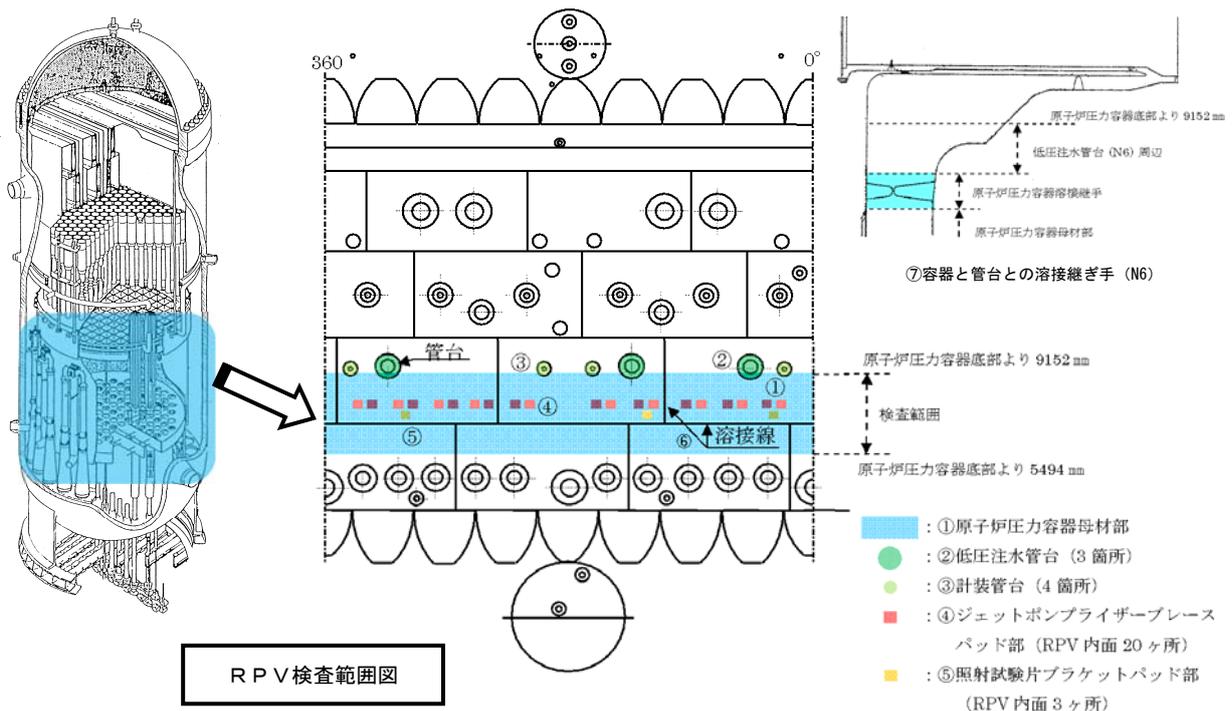
平成30年1月22日に発表した燃料有効長頂部の寸法値に係る運転延長認可申請への影響と今後の対応について報告する。

### 2. 状況

原子力規制委員会「実用発電用原子炉の運転期間延長認可申請に係る運用ガイド」では原子炉圧力容器の母材及び溶接部の UT 対象部位は「炉心領域」としている。

東海第二発電所の工認本文の記載値である燃料有効長は 3708mm であるため、「炉心領域」は原子炉圧力容器底部より 5494mm～9203mm となる。

一方、東海第二発電所の原子炉圧力容器特別点検項目のうち炉心領域の UT については、原子炉圧力容器特別点検要領書において試験探傷部位を「原子炉圧力容器底部より 5494mm～9152mm (燃料有効長)」としており、工認本文に記載された TAF の値 (9203mm) と異なる。



### 3. 運転期間延長認可申請に係る今後の対応

- (1) 本来の工認記載の TAF を UT 対象部位とし、可能な限り早い時期に追加で点検を行い、その結果を運転期間延長認可申請書の補正として提出する。
- (2) 運転期間延長認可申請書については、異なる TAF の数値が他に用いられていないことを確認しているが、それ以外の数値については、根本的な原因の検討結果を踏まえ、適正な数値であることを速やかに確認する。

以上